

児童手当の手続きはお済みですか？

- 児童手当とは** 児童を養育している人に手当を支給することで、家庭における生活の安定や、次代の社会を担う児童の健やかな成長に役立てることを目的とした制度です。
- 支給対象者** 須恵町に住所があり、中学校修了前(15歳に達した最初の3月31日まで)の児童を養育している人
※公務員の人は、勤務先から支給されるので、勤務先で手続きをしてください。ただし、民間企業へ派遣された公務員や、独立行政法人・国立大学法人に勤務している場合など、勤務先から支給されない人は、子ども教育課へ申請してください。
- 手当を受ける手続き** 認定請求に基づいて支給します。出生・転入などにより受給資格が生じた場合は、子ども教育課窓口にて請求の手続きをしてください。
- 申請に必要なもの**
 - 印鑑 ●請求者名義の通帳 ●請求者の保険証(社会保険の人のみ)
 - 個人番号の確認に必要なもの(番号確認書類と本人確認書類それぞれが必要です。)
 - ※その他に必要な書類がある場合もあります。
 - 番号確認書類** 請求者、配偶者の番号確認書類として次のいずれかが必要です。
 - 個人番号カード(顔写真つき) ●個人番号通知カード
 - 本人確認書類** 申請者(代理申請の場合は代理人)の確認書類として、次の書類が必要です。
 - 1点でよいもの
個人番号カード(顔写真つき)、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳 など
 - 2点必要なもの
健康保険証、(特別)児童手当証書、年金手帳 などの中から2点
- 注意** 誕生日や転入日(異動日)の翌日から15日以内での申請が必要です。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受けられなくなりますのでご注意ください。
- 支給額(1人につき)**
 - 3歳未満 1万5千円
 - 3歳以上小学校修了前 1万円(第3子以降1万5千円)
 - 中学生 1万円
 - 特例給付(所得制限を超えた場合) 5千円
 - ※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳に達した最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
- 支給時期** 原則として、2、6、10月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。
例)2月支給→10、11、12、1月分を支給
- 現況届** 手当を受けている人は、毎年6月中に**現況届**の提出が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以降の手当が差し止められます。現況届の書類は、5月末ごろに対象者へ郵送します。

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

児童扶養手当受給者へのお知らせ | JR特定者用定期乗車券割引制度

- 児童扶養手当の受給者および受給者と同一世帯の人は、**通勤定期乗車券**を3割引で購入できます。この制度を利用するときは、事前に証明書の交付を受けてください。
- 証明書の交付に必要なもの**
 - 印鑑 ●児童扶養手当証書
 - 通勤定期券を購入する人の証明写真(半年以内に撮影した縦4cm×横3cmで正面上半身のもの)
 - ※児童扶養手当が全部支給停止になっている人や、通学など通勤以外の定期乗車券購入は対象になりません。
 - ※証明書の交付には、20分ほどかかりますので時間に余裕をもってお越しください。
 - 定期券の購入**
交付された「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」をJRの駅窓口へ提出し、定期券を購入してください。
 - 有効期限**
証明書には、それぞれ有効期限があります。継続して利用する場合は、再度交付手続きが必要です。
 - 特定者資格証明書 1年 ●特定者用定期乗車券購入証明書 6か月
- ☎ 金額や定期券については、JRの駅窓口へ
特定者資格証明書・購入証明書については子ども教育課へ ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

☎ 問い合わせ先



税の申告は忘れずに

2月16日(木)～3月15日(水) 土日除く 9時30分～11時、13時～15時

町 県 民 税 申 告 相 談

- ▶期間および場所** 2月16日(木)～2月28日(火) 須恵町役場1階 保健センター
3月1日(水)～3月15日(水) 須恵町役場3階 大会議室
- ▶対 象 者** 須恵町に住所を有する人(平成29年1月1日現在)
ただし、次に該当する人を除きます
 - 平成28年中の所得が給与のみで、「給与支払報告書」を勤務先から須恵町に提出した人
 - 平成28年分の所得税の確定申告を提出する人
 - ※無職・学生の方は、その旨を申告してください。
 - ※所得証明書・非課税証明書が必要な人は、必ず申告してください。
 - ※申告書用紙が送付されていない人で、申告義務がある人は、受付会場に用意していますのでご来場ください。

香 椎 税 務 署 確 定 申 告 相 談

- ▶期 間** 2月16日(木)～3月15日(水) 土日を除く
※ただし、2月19日(日)・26日(日)に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。
- ▶受付時間** 9時～16時
※期間中は、税務署敷地内に申告相談会場を設置しているため、駐車場が利用できません。公共交通機関または最寄りの有料駐車場をご利用ください。

所 得 税 申 告 相 談

- 年金・給与合算などの簡易申告する人**
 - ▶期間および場所** 2月16日(木)～2月28日(火) 須恵町役場1階 保健センター
3月1日(水)～3月15日(水) 須恵町役場3階 大会議室
- 営業・不動産等収支内訳書を添付して申告する人(税務署職員および税理士受付)**
 - ▶期間および場所** 2月23日(木)～2月24日(金) 須恵町役場1階 保健センター
2月23日(木)～2月24日(金) 宇美町役場
2月28日(火)～3月1日(水) 志免町役場
※上記の日程以外は、役場で受け付けることができません。香椎税務署で申告してください。
- 譲渡・贈与などの申告する人**
 - ▶期間および場所** 2月16日(木)～3月15日(水) 香椎税務署

申 告 に 必 要 な も の

- 本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- 印鑑(認印可・インキ浸透印は不可)
- 通帳か口座番号がわかるもの(還付申告をする人は、振込先の銀行支店名、口座番号が必要です。)
- 収入の証明書(コピー不可)
 - 給与所得の源泉徴収票 ●公的年金などの源泉徴収票 ●退職所得の源泉徴収票 ●報酬などの支払調書
- 国民健康保険税(料)・後期高齢者保険料・国民年金の保険料などの領収書・控除証明書・納付済確認書
- 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 寄付金控除を受ける人は、寄付金の領収書など
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書および明細書(金額の集計は、事前にご自分で行ってください。)
- 住宅借入金など特別控除の人は、必要書類(平成28年分申告から、住民票が不要になりました。)

そ の 他

- 混雑した場合、受付の制限をすることがありますのでご了承ください。
- ご自分で申告する人は、申告書を直接税務署へ郵送して申告することができます。
- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。

☎ 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表) 須恵町役場 税務課 ☎ 932-1151(内線132・135)

☎ 問い合わせ先